

箕輪町中小企業人材育成研修費補助金交付要綱（平成10年箕輪町告示第74号）の全部を次のように改正する。

平成31年4月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町中小企業人材育成研修費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内の中小企業における人材育成を図るため、国及び県並びにこれらに準ずる機関が実施する研修に参加する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者）又は個人事業主であつて、町税等に滞納がないもの。

（補助対象研修及び補助金額）

第3条 補助の対象となる研修は、国及び県並びにこれらに準ずる機関として町長が特に認めたものが実施し、かつ、前条の小規模企業者に属する者が参加する研修で、次に掲げるものとする。

(1) 人材育成研修（マネジメント、業務改善、OJT（オンザジョブトレーニング）その他資質及び能力向上に寄与するもの）

(2) 技術力向上研修（当該企業者の業務に直接寄与する内容の研修）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる研修は補助金の対象としない。

(1) 資格取得を伴う研修（ただし、当該研修を修了したことに対する修了証のみ発行されるものは除く。）

(2) 資格更新のための研修

(3) 従業員教育研修（資質及び能力向上に寄与するものでなく、新人研修のような社会生活の基礎を学ぶもの）

(4) 講演会

3 補助金の額は、第1項に規定する研修の受講料（テキスト代を含む。）に係る費用の2分の1以内の額とする。ただし、3万円を限度とする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、研修終了後、箕輪町中小企業人材

育成研修費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 研修の修了を証する書類の写し

(2) 研修の受講料の支払を証する書類の写し

2 補助金の交付申請は、一の補助対象者あたり一の年度につき9万円を限度とする。